家事法制に関する委員会定例研修
面会交流支援機関
～第三者機関の実状と活用～

2023年4月19日

講演：第三者機関等の状況報告

Tamada Naohito
玉田 尚士（73期）
当会会員
家事法制に関する委員会委員
あさひ法律事務所
元家庭裁判所調査官

CONTENTS

1 第三者機関の状況
2 弁護士が関わる上での留意点
3 第三者機関の選び方

1 第三者機関の状況

1 支援類型

第三者機関の主な支援類型としては、①連絡調整型、②受渡し型、③付添い型があります。①は、父母が連絡を取り合えない場合に、日時や場所など面会交流の連絡調整を支援するものです。②は、父母が顔を合わせられないような場合に、子の受渡しの支援をするものです。③は、実際に面会交流をしている間に支援員が付き添って見守るものです。そのほかにも、最近は新型コロナウイルス感染症が拡大したことから、オンラインの面会交流が行われており、オンライン面会交流の付添い型もあります。

2 支援開始のタイミング

第三者機関に支援を依頼するタイミングは、基本的には当事者間の合意が成立又は調停が成立し

た後に、合意書や調停調書に従って支援が行われることが多いと考えられます。しかし、当事者間の合意や調停が成立する前であっても、面会交流の支援をする第三者機関もあります。そのため、面会交流の支援が必要になった段階で、第三者機関に依頼することがよいと考えられます。もっとも、いずれの段階で支援を依頼するとしても、後記のとおり、依頼をしてすぐに支援を受けられるわけではなく、第三者機関との調整が必要であるため、早めに相談することが必要です。

なお、第三者機関は、当事者間の合意や調停だけでなく、審判でその利用に言及されることがありますので、審判においても利用する可能性があることに留意する必要があります。

3 利用条件

第三者機関は、機関ごとに利用条件を定めています。利用条件は、当事者が受けられる支援の内容であり、必ず確認が必要です。代表的な利用条件としては、第一に支援類型です。支援類型の全てを提供している機関もあれば、一部のみ提供している機関もあります。第二に、頻度、時間及び場所です。例えば、月何回、１回何時間、東京都23区内外で支援を受けられるかどうかです。第三に対象となる子どもの年齢です。対象は、小学生までか、中学生も対象になるかなどです。

4 支援からの卒業

面会交流は、一般的には、第三者が介在せずに父母間で調整をして行うことが望ましいと考えられています。そのため、多くの第三者機関が、当初は第三者により支援を行うとしても、いずれは父母が第三者機関から自立して面会交流をできることを目標にしていると思われます。そのため、長期間の支援を受けられない可能性があることに留意する必要があります。

5 団体ごとの特色

第三者機関は、東京においては、地方と比べると多くの機関があり、団体ごとに支援の特徴があります。例えば、付添い型の場合に、面会交流を支援員が中立的な立場で見守る機関がある一方で、支援員がプログラムを用意して、親子間の交流が促進するように関わる機関もあります。また、第三者機関を利用するケースでは、父母間の紛争性が高い場合が多いため、カウンセリング等を提供している機関があります。ほかにも、面会交流に対する理解を促進するように研修などを提供している機関もあります。当事者のニーズにあった第三者機関を見つけることが重要です。

2 弁護士が関わる上での留意点

1 調停条項や合意書の作成の留意点

調停条項等を作成する前に、第三者機関に相談することは必須です。第三者機関に相談せずに調停条項を作成しても、その調停条項に対応可能な第三者機関を見つけられないことがあります。例えば、高頻度で長時間の面会交流を第三者機関の支援を受けて行うことを調停条項で定めても、そのような支援を提供する第三者機関を見つけられない可能性があります。また、第三者機関の中には、調停条項等に特定の条項の記載（例えば、支援員の指示に従うことなど）を希望する場合があり、このような記載のない調停条項では支援を受けられない可能性があります。そのため、せっかく調停条項等を作成しても、調停条項等どおりの面会交流を実現できない事態にもなりかねません。このような事態を避けるために、調停条項等を作成する前に第三者機関に相談することが重要です。

2 費用面の負担

連絡調整型、受渡し型、付添い型の順に金額は高くなり、付添い型については、１万円以上かかる場合も少なくありません。そのため、このような金銭的負担が継続的に可能かどうか検討する必要があります。また、父母間でどのように費用負担をするかについても、協議しておく必要があります。

3 当事者の意識

当事者の中には､第三者機関に依頼したことで、面会交流を実現できると思い込んでしまう方がいます。しかし、第三者機関に依頼したからといって、面会交流が実現するわけではありません。また、第三者機関に任せてしまい、主体的に行動しなくなる当事者もいます。しかし、面会交流は当事者が主体的に実現し、第三者機関に依存しないことが重要です。そのため、第三者機関に依頼する際に当事者がどのような心境でいるかについて注意する必要があります。

4 証拠化するための手続ではないこと

代理人の立場からすると、付添い型の面会交流の状況を録画するなどして証拠化することが考えられます。しかし、訴訟や審判で有利な証拠を得るために第三者機関を利用しようとすると、子どもを紛争に巻き込みかねず、子どもが安心して面会交流をすることができません。そのため、証拠を取得する目的で行うものではないことに留意が必要です。なお、第三者機関の中には、面会交流の状況について報告書を作成する機関があります。

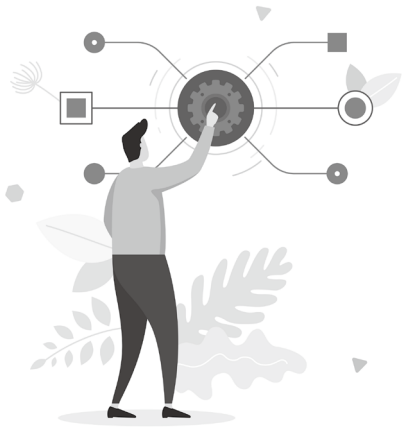

3 第三者機関の選び方

1 面会交流支援団体等の一覧表

法務省が面会交流支援団体等の一覧表を作成しているため、この一覧表を参考に第三者機関を探すことが考えられます。インターネットで、「法務省、面会交流支援団体」などで検索するとすぐにこの一覧表が見つかります。しかし、この一覧表は、法務省が各団体の信頼性を確認して作成したものではありませんので、あくまで参考として活用する形が望ましいと考えられます。

2 一般社団法人面会交流支援全国協会

立命館大学の二宮周平名誉教授が代表理事をしている協会があります。この協会は、第三者機関の認証制度を策定しようとしており、ホームページには「支援団体情報」という項目があります。本研修を実施した時点においては、ホームページに第三者機関の名前は掲載されていませんが、今後、認証された第三者機関が掲載される可能性があります。

3 地域の特徴

東京都には地方と比べると多くの第三者機関がありますが、第三者機関が少ない又は存在しない地域があります。そのため、依頼者や相手方が東京都以外で暮らしている場合には、第三者機関が容易に見つからない可能性がありますので、注意が必要です。

パネルディスカッション

概要説明
Ishii Keiko
石井 敬子
東京都ひとり親家庭支援センターはあと
センター長

パネリスト
Suzuki Kaeko
鈴木 佳恵子
東京都ひとり親家庭支援センターはあと
生活相談員

パネリスト
Kasamatsu Natsuko
笠松 奈津子
公益社団法人家庭問題情報センター　理事
元家庭裁判所調査官
家事調停委員

パネリスト
Toryu Naomi
鳥生 尚美(59期)
当会会員
東京三弁護士会多摩支部
あけぼの綜合法律事務所
一般社団法人オンネリ設立
共同代表理事

パネリスト
Kanagasaki Emi
金ヶ崎 絵美(65期)
当会会員
家事法制に関する委員会副委員長
十条王子法律事務所

司　会
Yamada Sakura
山田 さくら(59期)
当会会員
家事法制に関する委員会委員
古屋総合法律事務所
元東京家庭裁判所調停官

●東京都ひとり親家庭支援センターはあと(通称「はあと」)

認定NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむと公益財団法人東京都ひとり親家庭福祉協議会が運営しており、東京都の面会交流支援事業を受託している。ひとり親家庭の生活相談や養育費相談等を行っており、面会交流支援は公益社団法人家庭問題情報センターに再委託している。

住所条件や収入条件があり条件を満たす場合に利用できる。面会交流支援は、月1回・1時間程度で、支援開始月から1年間(最大12回)、支援費用は公費負担で無料(交通費や施設利用料等の実費は負担)。

公式ホームページ　https://haat.or.jp/

●公益社団法人家庭問題情報センター(通称「FPIC」)

1987年に家庭裁判所調査官のOBを中心に東京ファミリーカウンセラー協会が設立され、1993年に社団法人となる。東京・大阪・名古屋等にファミリー相談室があり、面会交流支援・養育費相談・ADR等を行っている。

公式ホームページ　http://www1.odn.ne.jp/fpic/

●一般社団法人オンネリ

2020年4月に多摩支部の弁護士2名が設立し、現在、弁護士・元家庭裁判所調停委員・保育士等9名が支援員を務める。特に多摩地域の面会交流支援やADRを行っている。

公式ホームページ　https://www.onnelli.net/

司会 弁護士としては、どのようなケースで第三者機関の利用を検討することが多いですか。

金ヶ崎 面会交流をすること自体に争いがない場合には、日時、場所、方法等の条件面の協議が多いので、あまり第三者機関を使うことはありませんが、夫婦関係が険悪な状態にあるいわゆる「高葛藤事案」の場合には、同居親が非監護親から面会したいと言われても、連れ去りや暴力があるのではないかと不安があるので、第三者機関を利用することが多いと思います。

司会 第三者機関としてどういうケースでの利用を念頭に置いているのか、また、どういうケースの利用が実際に多いのかを教えてください。

鈴木 はあとでは、主に2つのケースがあります。1つ目は、ホームページなどにより、はあとの面会交流支援についてある程度ご存じの方から、第三者機関の利用要件に関するお問合せが行われるケースです。利用を前提としてのお問合せですので、利用条件などを詳しくお話しさせていただいて、申込みをお勧めしています。

2つ目は、離婚のご相談の中の1つとして、面会交流の相談が行われるケースです。この場合、第三者機関の面会交流支援やはあとの支援内容などを広く情報提供するという形でお話しし、利用をご検討いただくという範囲でお勧めしています。

笠松 FPICでは、面会交流は父母が協力して自分たちで実施するのが望ましいけれども、どうしても自力で実施することができない間の助走を支援するというのが第三者機関の支援であると考えています。

面会交流をすることには合意できるけれども、父母同士で連絡を取ることができない、父母が直接会うことができない、子どもと面会親とだけで会うことに不安があるというケースが考えられます。子どもと面会親とだけで会うことに不安はないが、父母が直接会って子どもを受け渡すことができない場合は受渡し型の支援、そもそも子どもと面会親とだけで会うことに不安があるという場合には付添い型の支援を希望することになります。子どもと面会親だけで会えるし、直接の受渡しもできるというケースの連絡調整型支援は、FPICでは最初は実施しないことになっています。

第三者機関を利用して面会交流を実施すること、実施頻度、付添い型か受渡し型か、費用負担の割合、これらに関する合意文書が作成された場合に、FPICの支援が利用できます。

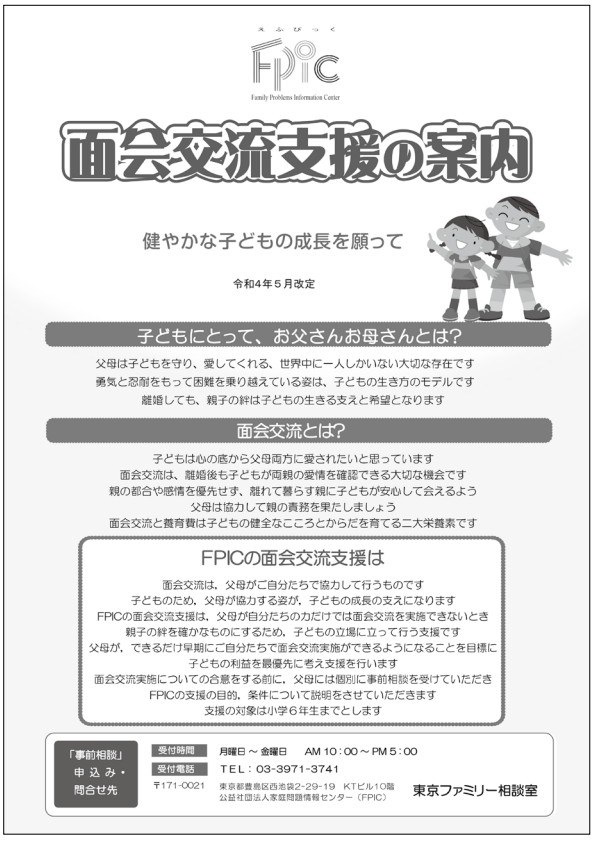

費用負担なしでFPICの支援を利用できるのが、はあとのケースです。はあとの場合は、はあとの条件を満たすということが第一条件です。はあとの支援は、１年間だけです。合意文書は不要ですが、事前相談のときに双方が記入する支援の確認書の内容が同じでないと、つまり、利用する支援方法が受渡し型か付添い型か、また、利用頻度についても同じでないと支援が受けられません。

どちらのケースでも、ルールと支援担当者の助言を受け入れることが条件であるということは同じです。

鳥生 オンネリでは、弁護士のつながりでくるケースが多いということもあってか、葛藤が高いケースがとても多いです。

監護親や監護親側の弁護士が面会交流に同席したいというご要望があるケースもありますが、同居親がその場に付き添っていなければ面会ができない、あるいは代理人がいなければ面会ができないという状況で、その面会が子の福祉にかなうのか、そもそも安全に面会ができる状況なのかということについては、先生方においてもご検討いただきたいと思います。

司会 高葛藤事案において、気を付けて進めていることはありますか。

鈴木 はあとの場合は、高葛藤事案か否かで選別していないので、高葛藤事案だから気を付けるということはありませんが、例えばDV事案で住所や職場等を秘匿している場合には、非常に配慮が必要なケースとして、相談員同士でも特に注意するということを確認して進めています。

笠松 FPICでは、父母の事前相談を行って、第三者機関を利用してでも面会交流をすることが子の福祉にかなっているのか、父母に第三者機関を利用してでも面会交流をする意思があるのか、それが鍵になると思っています。FPICの支援方法、ルールどおりに実施するということも確認し、そうした条件を受け入れ、かつ支援に必要な合意文書が作成できれば、契約して実施するということになります。高葛藤事案で支援の限度以上の要求をされる場合には支援そのものができないというお話をしますので、事前相談を慎重に、念入りに行うということを大切にしています。また「かるがもセミナー」という子どもの心情を理解するための親支援ガイダンスの受講を必須としています。

高葛藤事案で合意書の作成ができて支援を開始する場合には、父母それぞれに合わせて、ルールや支援方法を何度もしっかり説明するとともに、面会の具体的なスケジュール、時刻、場所、待ち合わせの場所や方法、終了時の方法を確実にお伝えします。面会交流場所の工夫もします。どんなケースでも開始当初は事前相談担当のスーパーバイザーと、実際の担当者となる支援者と２名で支援を開始しますが、ケースによってはしばらくその態勢で続ける、あるいは待機者と２名で実施することにしています。

支援内容についての不安や不満を表明された場合には、早めに事務所において中間面接をするということも心掛けています。

鳥生 オンネリでは、高葛藤の事案においても、その時点で可能な範囲で面会を実施しています。その段階では親自身のケアも必要だと考えていますので、カウンセリング的な面接を行って、調整することを心掛けています。声が大きい方の要求が通りやすくなることがないようにアドバイスをすることもあります。

司会 実際に第三者機関を利用する場合、どの段階で相談をしていますか。

金ヶ崎 面会交流の協議をしているときに、面会をためらっているけれども第三者機関を使うなら面会してもいいというケースがありますので、面会交流の協議中に相談をするということが多いように思います。

ただ、最近は、相談者ご自身が協議前に第三者機関について自分で調べていて、結構早い段階で第三者機関に相談したいということもあります。他方で、離婚協議を続けてきて、離婚条件がまとまりそうだという最終段階で、面会をどうするかという話になって、急に第三者機関にお願いすることもありますので、ケースによって様々かと思います。

司会 実際にどの段階での相談が多いのか、また、第三者機関として、どの段階で相談に来られるのがよいと思われるかについて教えてください。

鈴木 はあとの場合、面会交流に限らず離婚全般についての相談を受けていますので、どの段階でというよりも、幅広く皆さんに知っていただきたいと思います。離婚全般の相談の中で面会交流が出てきた場合は、面会交流の方法やどのように決めていくのがよいかということも含めて相談を受けています。弁護士が担当する専門相談で詳しく聞いていただくなど、面会交流に関しての情報提供も行っています。

別居親の方が面会交流調停を申し立てる場合もありますし、面会交流を長期で決めていく場合もありますが、突然面会をしなければいけないということで同居親の方がとても戸惑い、実際どうしたらいいんだろうかいうことで相談に来られることもあります。どの段階でというよりも、困った段階、又は情報を得る段階でいつでもお問合せいただいて、その段階やそのケースに応じてご案内をしているという状況です。

笠松 FPICでは、面会交流を実施すること自体は合意できるけれども、第三者機関を利用しないと実施ができないという段階になった時点、又は自分たちで実施できるのか、第三者機関を利用した方がいいのか迷った時点での事前相談が望ましいと思います。

前者の場合にFPICの支援内容やルール、利用する場合に必要な合意内容をお伝えしますので、父母はどの支援機関を選ぶかという選択の材料になりますし、利用する場合に必要な手続きについての情報が得られることにもなります。後者の場合には、自分たちで実施する場合の工夫や留意点などを助言することができると思います。

合意書が作成されてから、あるいは審判が確定してしまってから相談に来られると、条件によっては支援できない場合もあるので、遅くとも、最終合意の前、あるいは審判が出る前には来ていただきたいと思います。なお、支援できない条件が入っている場合には、支援が可能となるような補充合意書を作成すれば、対応することは考えられます。

他方、早めに相談に来られて、実際の支援が始まるまでに長期間（おおむね1年以上）経過してしまった場合には、お子さんの成長、父母の状況の変化、紛争経過の変化などがありますので、再度事前相談をさせていただくということもしています。

鳥生 オンネリでも、事前にご相談いただきたいこと、あるいは支援の範囲を超えた合意や審判がある場合には別途合意をしていただく必要があることなどについては、FPICとほぼ同じです。

調停の途中で次回期日までに1回面会をしておきましょうというような進行になることがあるかと思います。そのような期限が決まった状況で申込みに来られると、面談や日程調整にそれなりに時間を要しますので、実際に支援開始まで至らないことがあります。そうなると、面会ができると思っていたのに実施できず、余計に対立してしまうことにもなりかねないので、先生方においては、支援開始までには少なくとも2カ月以上は準備期間がかかるとお考えいただければと思います。

司会 第三機関を利用する場合に弁護士が同席した方がいいのかについて、うかがいます。金ヶ崎先生は相談段階で同席をしていますか。

金ヶ崎 実は、私は第三者機関との相談に同席したことはないのですが、先日、先輩弁護士にお聞きしたところ、「私は同席していますよ」と当然のようにおっしゃっていました。私としては、面会交流というのは当事者自身がするものですから、自主性を尊重した方がよいと思っているので、第三者機関の相談にはご本人に行っていただいて、その状況や結果、依頼者がその機関を利用するのかどうか、納得できるのかということを必ず後から聞くようにしています。また、弁護士が同席すると第三者機関側が嫌がるのではないかとの心配もしています。

司会 第三者機関側からすると、弁護士からの相談や弁護士の同席について、どういうスタンスで対応しているのでしょうか。また、弁護士に同席してほしいケースや、逆に弁護士の同席をお断りしているケースがありましたら、併せて教えてください。

鈴木 はあとでは、当事者が外国人の方の場合、代理人弁護士からのお問合せが多いです。当日や事前相談にも同席したいと言っていただければ、ぜひお願いしたいということで同席していただいています。

外国人の方で日本語があまり理解できていない方や、自分の伝えたいことをなかなか思うように伝えられないという方の場合、短い事前相談の時間内で思いを伝えたり、理解したりすることが難しい場合も多いと思います。今までの経緯や状況などをよく知っている担当の弁護士に同席していただけると、とても助かりますし、ありがたいと思っています。

ただ、いろいろな状況の方がいますので、はあとから弁護士に連絡をしてぜひ同席してくださいというお願いはしていません。

笠松 FPICは事前相談のときには代理人弁護士に同席していただいて結構です。しかし、支援を利用する場合、父母自身がFPICとの三者合意の主体であるという理解をぜひしていただきたいと思っています。また、いろいろなご事情で言語によるコミュニケーションが難しい場合、当事者の理解の支援のために同席をお願いしていることもあります。事前相談をした後にご質問やご相談がある場合、当事者本人からでも代理人弁護士からでも、事前相談を担当したスーパーバイザーにお電話をいただければ応じています。

鳥生 オンネリでは、高葛藤のケースでは積極的に弁護士に同席していただけるとありがたいです。特に、法的手続がどの段階にあるのかとか、具体的な懸念事項など正確な情報を共有していただくことは大変ありがたいと思っています。また、支援機関を使うことや、条件に不満がある面会親が、支援の初期段階で不満な感情をオンネリに対して向けるということがあった場合、代理人弁護士から本人にアドバイスをしていただいて、支援の開始に至ったというケースもあります。したがって、支援を引き継ぐ、あるいは時期によっては連携をしていくというような形で、協力させていただければと思います。

司会 面会交流の条件を確定させる前に、試行的に面会交流をすることがあると思いますが、試行的なケースには対応していますか。

鈴木 はあとでは、1カ月若しくは2カ月に一度、1回1時間程度というのが1年間決まるということになりますので、試行面談という選択肢はそもそもありません。ただ、申込み段階では1年で申し込んでも、結果的に非常に短期間で終わってしまうということはあります。

笠松 FPICでは短期支援という方法があります。短期支援の場合、合意書を作成した上で、付添い型で1回ないし2回支援します。初回は事務所内で行い、2回目も事務所あるいは事務所周辺とい

うことにしています。時間はどちらも1時間程度にしています。

FPICでは面会交流の実施状況に関する報告を求めないという約束で支援していますので、家庭裁判所の試行的面会交流とは異なり、支援担当者が面会交流についての意見や判断を述べたり、報告書を作成したりすることはありません。面会親や同居親が短期支援を利用してみて、どうするかを判断するということになります。

鳥生 オンネリでは、面会をすること自体には争いがないというケースで、条件の調整に時間がかかって面会をしない時期が長くなってしまい、さらに葛藤が高くなるというのは避けたいという思いがあります。そこで、その時点で合意が取れる範囲でまず面会を始めてみる、そしてそれを続けるということをできるだけやりたいと思っています。

ただ、そういうケースは支援をする中での調整もなかなか難しくて、支援員の負担もかなり重いので、特に代理人弁護士のご理解をいただいて、ご協力いただければとてもありがたいと思っています。

司会 第三者機関を利用するにあたっての悩みはありますか。

金ヶ崎 協議条項や調停条項をどうしたらよいかということはとても悩みます。一般的な面会交流であれば日時、場所、方法をできるだけ具体的に決めようとか、代替日も設けましょうとか、すごく緻密に練りますが、第三者機関を入れたときに、果たして同じような感覚でやっていいのかどうか。受渡し型、付添い型などいろいろな制度がありますし、第三者機関にもいろいろなものがあるので、日時、場所などを当事者で合意してしまっていいのか。調停で、急に決まることもあるので、確認をする時間もなく、とにかく決めてしまうという合意をしていいのかどうかは、いつも悩んでいます。

司会 各機関を利用するにあたり、合意を必要とする項目が何かを教えてください。

鈴木 はあとでは支援内容が明確に決まっていて、1カ月又は2カ月に一度、1回1時間程度、1年間の支援となります。付添い型、受渡し型、連絡調整型とありますが、最初は付添い型から始めることとなっています。調停を行っている方、調停調書がある方、調停など行わずにご自分たちで決めていらっしゃる方といろいろですが、どんな条件で決めていても、どんな方であっても、はあとの条件に合いさえすれば、どなたでも無料でご利用いただけます。

ただ、例えば、調停調書に1回3時間と書いてあるという場合でも、はあとは1時間ですので、あとの2時間をどうするのかは、当事者間でご相談いただくしかありません。はあとの面会交流の利用条件に合っていれば、調停でどういう内容のことが決められていても利用はできますので、そういうご案内をしています。

笠松 FPICでは、1カ月に1回とか2カ月に1回という頻度の明確な合意が必要です。FPICが支援できるのは最大で1カ月に1回です。年3回とか年4回という書き方でも構わないですけれども、1～2カ月に1回とか年3～4回という合意では困ります。ひととおりの解釈しかできないような明確な合意が必要です。

また、支援方法について、付添い型か、受渡し型かという明記が必要です。

それから、時間の合意は必須ではありません。1時間と書かれていても双方が合意すれば徐々に延長していくことは可能です。付添い型の場合、最大3時間までは実施できます。逆に、3時間と明記されていても、初回は付添い型かつ1時間というのが私たちのやり方ですので、初回はその方法で実施しています。加えて、付添い型の場合には、子の年齢等により2回目からすぐに3時間とするのは難しい場合もあります。FPICではお子さんの様子を見ながら少しずつ時間を延ばしていく形にしています。時間については担当支援者が

調整しますので、それに合意できれば実施が可能、合意できなければ実施ができない、単純に言えばそういうことになってしまいます。合意できない場合には、再度、調停やADRで話し合っていただくということになります。

鳥生 オンネリでは、最低限、継続的に面会をすることとオンネリを利用するということの合意ができていれば、双方の希望が重なる範囲で支援を開始することができます。途中で、最終的な調停あるいは合意の成立に至って書面を作れば、それに従って支援内容を変更します。ただ、最終的に決めた内容が、オンネリの支援内容を超えてしまう場合には、私たちができる範囲での支援をお伝えして再度話合いをしていただく必要が出てきます。

司会 第三者機関から見て、こういう条項があると困るということがありましたら、教えてください。

笠松 FPICでは、支援機関としてのキャパシティーや設定を超える時間、長距離の移動や特殊な場所での実施、それから自宅での付添いなど、支援機関として支援できない内容の条項がある場合は、支援ができないので困ります。

FPICでは、合意形成はしません。時間の調整や場所の選択、付添い型から受渡し型へ、あるいは自力実施への移行については、支援者が打診や調整をしますので、双方が受け入れれば可能です。しかし、説得や仲裁というようなことはできません。時々、調停条項等に「支援者の助言により協議して決める」というような条項がありますが、支援者が相手を説得するべきというふうに固執されるのは大変困ります。

また、学校行事への参加や当事者間でのオンラインによる交流についての条項がよくあります。付添い型支援を利用する父母が学校行事の際に遭遇しても大丈夫なのかどうか、それからオンライン交流をすることで直接交流への影響がないのか、そういったことを考慮して、実施ができるのかどうかを慎重に検討していただければと思っています。

鳥生 オンネリでは、支援できない内容についてはFPICとおおむね同じです。例えば、毎月第2土曜日の午前10時から12時に面会をするというような条項を定められることが少なくないと思います。しかし、そのようにピンポイントで日時を指定いただいても対応できない場合があります。これも事前に相談をしていただくことで調整は可能ですので、やはり事前に相談をしていただきたいと思います。

司会 先ほど、はあとは支援期間が1年間と限定されているというお話がありました。ほかの機関では、面会交流の支援期間についてはいかがですか。

笠松 FPIC本体の事業としての支援は、一度の契約は1年間です。ただ、父母が了解すれば更新は可能です。2022年5月以降に事前相談を実施したケースの場合には、基本的には3年目には自立するという目標設定をしました。そして、中間面接、更新面接により自立への目標を共有して、見通しを立てたり見直したりすることにしています。もちろん必ず3年目に自立しなければいけないということではなく、ある程度柔軟性をもって対応をしています。

FPICの支援対象は小学生までです。兄弟姉妹がいる場合には最年少のお子さんの小学校卒業までとしています。それから更新後の付添い型支援は小学校3年生までということも定めています。

鳥生 オンネリでは、ケース・バイ・ケースなので、基本的に何年で終了ということは定めていません。ただ、基本的には1年ごとの更新にしていて、半年、そして1年のタイミングでカウンセリング面談をし、オンネリが実施するプログラムの受講をしていただくことを更新要件としています。

子どもの支援もさることながら、双方の親御さんのケアも必要だと考えていますので、面談にあ

たっては親御さんご自身にフォーカスしていただくようなカウンセリング的なやりとりというか、関わりを大切にしたいと考えています。

その状況とこれまでの面会の経過を踏まえて、順調であればステップアップを目指していきましょうということで、最終的には支援機関がなく面会ができるようなことを目指していて、お子さん自身が調整できるような年齢であれば、親御さんと支援員と一緒にグループに入って調整をしたこともあります。

司会 期間制限があることなどについて、第三者機関を利用する側としては、どう思われますか。

金ヶ崎 期間制限があるということは意外と意識していなくて、例えば今後ずっと第三者機関を利用するような形でまとまってしまうこともありますが、やはり、面会は最終的に当事者間でできるようにするということを目指しているわけなので、近い将来、第三者機関を使わずに面会できるようにしなければいけないということを依頼者にもきちんと説明しなければいけないということを強く感じました。

司会 弁護士の立場から、第三者機関に聞いてみたいことはありますか。

金ヶ崎 弁護士は、一方当事者の代理人なので、依頼者が面会させたくないと言っているときには、どうしても面会を制限すべき事情を主張しがちですが、ある程度、子の福祉への配慮や中立的な視点を持って取り組まなければいけないと考えています。子どもにとって、どういう面会がよいのか、また、子どもにとって本当によい面会を行うために工夫していることがあれば、教えてください。

笠松 FPICとしては、父母に子どもの心情を理解するための親支援ガイダンス「かるがもセミナー」を受講していただくということにしています。

また、初回支援時は、お子さんがとても緊張度が高く、また、面会親との関係性も分かりませんので、事務所の中で実施します。お子さんが場所に慣れるまで、しばらくは同居親と遊んでいただく時間を設け、そこに支援者が入って状況を見定めて、同居親はその場を離れていただくことにしています。その際、お子さんに対して、あなたを大切に思っているお父さんとお母さんが話合いをして面会交流をする約束をし、私たち支援者がお手伝いすることになったということを伝えて、心配なこと、不安なこと、楽しみなこと、うれしいこと、何でも言っていいんだよということを伝えます。また、言いにくいことがあったら、合図を決めておいて、その合図をしてねというような形でお子さんにお伝えします。お子さん本人が、何でも自由に発言・表現できる場所、これをつくることが支援者の役割と考えて支援をしています。そのお子さんにとって楽しめる意義のある場所、これを交流の場所として選んでいくようにしています。お子さんの希望があれば、お父さん、お母さんにも打診をして調整していきます。

日程は、お子さんの体調やスケジュールが分かる同居親から複数候補日を提示していただいて、その中で支援者と面会親とで調整します。

場所は、父母の中間地点ということではなく、お子さんの移動に負担がない場所を選ぶように考慮しています。子どもの住居の目の前など、同居親の影響の及ぶ可能性があるところを避けます。お子さんと同居親が、生活圏を侵されないことを希望することのほうが多いようです。

また、終了時ですが、面会交流がとても盛り上がっても、クールダウンをしてから別れるなど、お子さんがそのまま興奮を持ち帰らないように配慮するようなこともしています。

鳥生 オンネリでは、面会を始める前に必ずお子さんと面談をして、お話を聞いています。この面談は、支援員との顔合わせ、あるいは初回の面会で使う場所に慣れてもらうという目的もあります。

面会の場所についてですが、電車に乗って都内に移動して面会をしなければいけないというお子

さんへの負担を考えて、多摩地区での面会をしたいということでオンネリを始めたという経緯がありますので、基本的にはお子さんの負担が少ない場所ということで、多摩地区での面会交流をするように説明をしています。

子の福祉にかなうかどうかは、一般論でこの形が正しいというふうに全てのケースで当てはめるのはとても難しいと感じています。このケースで、今の状況において、どういう交流をするのがお子さんにとって一番いいのかということを一緒に考えていきたいと思っています。

司会 第三者機関を利用せずに、弁護士の事務所で面会交流を行ったり、弁護士が立ち会って面会交流を行ったりすることがありますが、そのときに弁護士が気を付けること、心掛けることはありますか。また、面会交流全般について、弁護士に伝えておきたいことはありますか。

鳥生 子どものためには、こういう面会をするべき、こういう関りがあるべきというご意見が父母それぞれにあると思います。ただ、やはり、お子さんにとってその面会がよいかどうか、どういう面会がいいかというのはケースによりますし、それぞれの関係性、ここまでの経過、お子さんの性格にもよります。一般論では判断することができませんので、その時点で、今、お子さんが置かれている関係性、状況などを踏まえて、現在の状況で無理のない面会をまず始めるということをぜひ心掛けていただけると、その後の継続や、あるいは拡張にもつながっていくのではないのかと思います。

笠松 お子さんたちは最初のうちはとても緊張しています。やっぱり子どもが楽しめる場所、リラックスできる環境の準備が必要だと思います。周囲に子どもがいる場所がよいという場合もありますし、反対に、子どもや人が多いとその場所になじめないお子さんもいます。お子さんの特性、好きなことや得意なことに配慮するとよいのではないかと思います。

ファミレスで食事をしてという面会交流がよくありますが、向かい合う形というのはついつい質問攻めになってしまって、子どもは尋問のように感じることがありますので、注意が必要です。物理的、心理的な立ち位置、お子さんとの立ち位置、これが大事になるのではないかと思っています。

鈴木 はあとの面接交流支援の最大の特徴として、1年間無料ということがあります。これは、まだまだ知られていないので、ぜひ、ご活用いただければと思います。

また、1回1時間は短いと言われることも多いですが、継続することが重要だと思いますので、申込者には、短いと思われても、まずはそこから始めて、1年間継続してみてはどうかとお伝えしています。無料ということもありますので、弁護士の先生方にはぜひ勧めていただきたいと思います。

司会 オンライン面会やコロナ禍における面会の進め方などのお話も聞けたらと思っていましたが、時間の関係上、全部は聞ききれないという状況でございます。FPICでもオンネリでもADRができるというようなこともございますので、そういう利用方法もぜひご検討いただきながら面会交流のサポートを弁護士として進めていただければと思います。